

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 十 一 月 七 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十四号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四条の二・第百四条の三」を「第百五条―第百八条」に改める。

第一条第四項中「証紙徴収」を削る。

第十二条第一項中「証紙徴収に係るもの及び」を「並びに」に改め、「第七十八条

の二」の下に「及び第百六十二条」を加える。

第百四条の三の見出しを「（狩猟税に係る市町村長の証明書）」に改め、同条第一項を

削り、同条第二項中「第百四十三号の三様式」を「第百四十六号様式」に改め、同項を

同条とし、同条を第百八条とする。

第百四条の二を第百七条とし、第三章第三節中同条の前に次の二条を加える。

（狩猟税の納付に係る書類）

第百五条 条例第百六十二条本文及び第百六十四条前段に規定する書類は、第百四十四号様式による狩猟税納付書とする。

（納税済印）

第百六条 条例第百六十二条本文の納税済印は、第百四十五号様式による。

目 次

規

則

○岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課）

一

訓

令 甲

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

（税 務 課）

四

様式目次中 「第百四十三号の
二様式 狩猟税収入証紙納付書 第百四条の三第
一項」を

「第百四十四号様 狩猟税納付書 第百五条
式 第百四十五号様 納税済印 第百六条」に、「第百四十

三号の三様式」を「第百四十六号様式」に、「第百四条の三第二項」を「第百八条」に
改める。

第百四十三号の二様式を削る。

第百四十三号の三様式中「~~第104条の3~~」を「~~第108条~~」に改め、同様式を第百四十六
号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

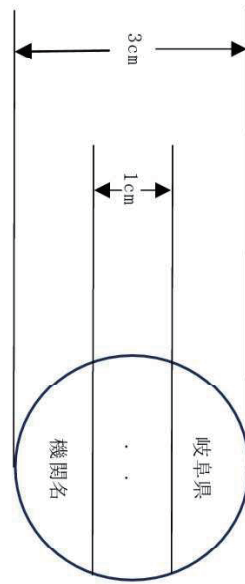
第144号様式（用紙日本産業規格A4）（第105条関係）

狩 猟 税 納 付 書

				※ 登 録 番 号	
納付目的		年度 狩猟税		※ 納税済印押印欄	
納 税 者					
フリガナ					
氏 名					
生年月日		年 月 日			
住 所		市 町 村		※ 県事務所等確認欄	
電話番号				納付金額内訳	
職 業		番号	職 業 名	番号欄は、狩猟者登録申請書の職業分類の番号を記入すること。	
狩猟者登録年月日		年 月 日		・手数料 円	
				・狩猟税 円	
納 付 額					
区 分		狩猟免許区分	税 額	附則第16条の2に該当	
岐阜県税条例第160条第1項第1号該当		第 一 種	円	円	
同条例第160条第1項第2号該当		第 一 種	円	円	
同条例第160条第1項第3号該当		網・わな	円	円	
同条例第160条第1項第4号該当		網・わな	円	円	
同条例第160条第1項第5号該当		第 二 種	円	円	
同条例第160条第2項① 第1号該当		第 一 種	円	円	
同条例第160条第2項② 第2号該当		網・わな	円	円	
同条例第160条第1項第2号又は第4号該当		第 二 種	円	円	
有 ・ 無					

- 備考 1 納付額欄は、岐阜県税条例の規定の該当及び有・無並びに狩猟免許区分の種類を○で囲むこと。
- 2 岐阜県税条例第160条第1項第2号又は第4号に該当する者は、市（区）町村長の証明書を添付すること。
- 3 岐阜県税条例附則第16条の2に該当する場合は、許可証又は従事者証等の写し及び捕獲等の結果を記載した書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記載しないこと。
- 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第145号様式 (第106条関係)



附 則

- 1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例（令和六年岐阜県条例第五十五号）附則第六項の規定によりなお従前の例により納付することができることとされた狩猟税の納付その他の手続については、改正後の岐阜県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県税条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十一月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第七項中、「証紙徴収」を削り、「第十二号」を「第十一号」に改め、「証紙徴収」を削る。

第五条中「及び第百三十九条」を「第百三十九条及び第百九十二条の四第一項」に改める。

第四十八条第一項第四号中「証紙徴収の方法により徴収する県税について証紙により」を「狩猟税額に相当する現金の」に改める。

第五十九条第一項中「第百六十六条第三項」を削り、同条第二項中「第百六十六条第二項」を削り、同条第三項を削る。

第百九十二条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条第一項中「した」を「し」、狩猟税額に相当する現金の納付を受けた」に、「第百四条の三第一項」を「第百五条」に改め、「狩猟税に係る」を削り、「収入証紙納付書」を「狩猟税納付書」に改め、「収入証紙貼付のまま」を削り、「登録年月日」の下に「納付金額の内訳並びに調定決議番号」を加え、「第百四条の三第二項」を「第百八条」に改め、同条第二項中「収入証紙納付書に収入証紙を貼付しなかつた」を「狩猟税額に相当する現金を納付しなかつた」に、「当該収入証紙納付書」を「その者に係る狩猟税納付書」に、「収入証紙が貼付されていなかった」を「狩猟税が納付されなかつた」に改め、同条第五項中「収入証紙納付書の送付を受けた」を「狩猟税納付書の送付を受けて狩猟税額に相当する現金が納付されたことを確認した」に、「岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号。以下「証紙規則」という。）第五条の規定の例により調査及び消印をし」を「条例第百六十二条の規定により規則第百六条に規定する納税済印を押印し」に改め、同条第六項及び第七項を削る。

第百九十二条の二中「前条第二項」を「前条第一項及び第二項」に、「収入証紙が貼付されていなかった旨を記載した収入証紙納付書の送付を受けたとき、又は同条第五項の規定の例により調査及び消印をした」を「狩猟税納付書の送付を受けた」に改める。

第百九十二条の三中「第百四条の二」を「第百七条」に改める。
第百九十二条の四に次の一項を加える。

2 県税事務所長は、前項に規定する納税通知書、増額納税通知書又は減額通知書を狩猟税の納税義務者に送達するときは、会計規則第四号様式による納付書を添付しなければならない。

「第百七十六号様式か 削除
ら第百九十八号様式

別記様式目次中
まで

第百九十八号の様 狩猟税収入証紙消印高報告書 第百
式 条第

「第百七十六号様式か 削除
を ら第百九十八号の二

九十二
様式まで

六項」
に改める。

別記第百六十三号様式付表一中「(注)○内は、証紙徴収に係るものを計上した。」
を削る。

別記第百七十六号様式から別記第百九十八号の二様式までを次のように改める。
第276号様式から第298号の2様式まで 削除

別記第百九十八号の五様式を次のように改める。

県税事務所長

本	月	分
---	---	---

[illegible]

条例附則第16条の2第1項に該当する場合

税率	区分 免 許 別	本 月 分				累 計			
		現金に よりの 税額		普通 徴収 の 税額		現金に よりの 税額		普通 徴収 の 税額	
		人	員	人	員	人	員	人	員
条例第160条 第1項	1号								
	2号								
	3号								
	4号								
	5号								
計									
条例第160条 第2項	1号								
	2号								
	3号								
	4号								
	5号								
計									
条例第160条 第1号	1号								
	2号								
	3号								
	4号								
	5号								
計									
条例第160条 第2号	1号								
	2号								
	3号								
	4号								
	5号								
計									
計									
対前年比(%)									

条例附則第16条の2第2項に該当する場合

税率 区分 免 許 別			本 月 分				果 計			
			現 金 に よ り の 収 納 し た も の 人 員 税 額		普 通 徴 収 に よ る 人 員 税 額		果 計 人 員 税 額		果 計 人 員 税 額	
条例第1項 160条	1号	第一種								
	2号	第一種								
	3号	網・わな								
	4号	網・わな								
	5号	第二種								
計										
条例第2項 160条	1号	第一種								
	2号	第一種								
	3号	網・わな								
	4号	網・わな								
	5号	第二種								
計										
条例第2項 160条	1号	第一種								
	2号	第一種								
	3号	網・わな								
	4号	網・わな								
	5号	第二種								
計										
計										
対前年比(%)										
合 計										
対前年比(%)										

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

附 則

- 1 この訓令は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例（令和六年岐阜県条例第五十五号）附則第六項の規定によりなお従前の例により納付することができることとされた狩猟税の徴収その他の手続については、改正後の岐阜県税事務処理規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和七年十一月七日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社